

平成29年産米生産数量目標の地域間調整の取り組みについて（案）

平成28年12月16日
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

1. 平成29年産水田農業の取り組みに関する基本的考え方

国から本県に対し配分された平成29年産米生産数量目標は332,316トと28年産米生産数量目標対比▲3,617ト減となった。

また、生産数量目標の設定とあわせ、平成30年6月末民間在庫数量が近年では最も低位の180万トとなる「自主的取組参考値」が平成29年産米でも設定され、本県に対しては平成28年産米「自主的取組参考値」対比▲904ト減の331,412トが示された。

本県としては、良食味米産地としての強みを生かした主食用米の生産振興に取り組みつつ、作付再開地域も含めた県全体の水稻作付面積の維持・拡大および需要に応じた主食用米生産の推進をはかるため、飼料用米を中心とする非主食用米の生産拡大による「水田フル活用」の取り組みを一層すすめることを基本とし、平成29年産水田農業に取り組むものとする。

2. 生産数量目標の地域間調整の取り組み

(1) 地域間調整の取り組みに関する基本的考え方

ア. 浜通りにおける作付再開は継続しているものの、平成29年米においても依然として東日本大震災や原発事故の影響により作付できない地域が見込まれる。

このため、国から配分された生産数量目標の確保と震災等により被災した稲作農家の所得確保を図るため、作付けできない地域と米の生産余力のある地域との間で、生産数量目標の地域間調整を実施し、県内水田を最大限に活用した「需要に応じた主食用米生産」に取り組む。

イ. 平成29年産米においても生産数量目標の深堀りに対するインセンティブ（生産数量目標を下回って生産した面積に対する5,000円/10aの産地交付金の追加払い）が設定されることから、「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」として県間調整は実施しない。同時に、認定方針作成者独自の県間調整についても極力削減するよう要請していく。

ウ. 生産者が早期に「制度別・用途別生産計画」が策定できるように、迅速に地域間調整の確定に向けた取り組みをすすめる。

(2) 地域間調整のすすめ方

ア. 生産数量目標の調整にあたって、基本は地域内（地域農業再生協議会内等）での農業者間調整を優先して行う。

イ. 地域内（地域農業再生協議会内等）で調整しきれない場合には、県内での地域

をまたいだ方針作成者等（地域農業再生協議会）間調整を行う。

ウ．具体的には、

- ①要調整生産数量目標が「出し手」超過の場合は、「受け手」数量を津波・地震の被災地の「出し手」に優先的に配分し、残り数量は他の「出し手」希望方針作成者等（地域農業再生協議会）に按分のうえ地域間調整を実施する。
- ②要調整生産数量目標が「受け手」超過の場合は、それぞれの「受け手」意向について、平成28年産米地域間調整実績、需給調整の取り組み動向および「水田フル活用」の取り組み状況等の観点から精査をおこない、必要な調整を実施のうえ「受け手」方針作成者等（地域農業再生協議会）に按分のうえ地域間調整を実施する。

（3）地域間調整取り組み日程および申し込みにあたっての留意点

ア．取り組み日程の基本的考え方

- ①地域農業再生協議会において、平成29年度水田農業対策への取り組み方針を決定し、方針作成者等（地域農業再生協議会）間調整を実施する場合は、生産者の意向調査を早期に実施し、2月末までに「出し手」「受け手」とも「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」に調整意向数量を申し出る。
- ②「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」は申し出にもとづき生産数量目標の調整を実施のうえ、3月末までに「出し手」「受け手」に決定数量を通知する。
- ③以降の取り組みについては、地域間調整の取り組み状況をふまえ、必要に応じ別途提起する。

イ．申し込みに関する留意点

- ①「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」からの地域間調整数量決定通知後の数量変更は認めないものとする。
- ②このため、「出し手」は確実に地域間調整数量を確保するとともに、「受け手」は「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」から通知された地域間調整数量にもとづく調整料金を確実に支払うこととし、その旨当初申込書に記載・誓約のうえ生産数量目標の地域間調整数量の申し込みを行うものとする（様式別紙のとおり）。

（4）調整料金

29年産米の生産数量目標地域間調整料金については、28年産米の需給・価格動向、「出し手」数量意向等を踏まえ、29年1月末までに決定する。

以上

＜添付資料＞

- 別紙2「生産数量目標等の補正について」
（「需要に応じた米生産の推進に関する要領」より抜粋）
- 平成29年産米生産数量目標の地域間調整の申し込みについて（報告様式）

別紙 2

生産数量目標等の補正について

第 1 生産数量目標等の補正

- 1 認定方針作成者又は地域農業再生協議会の代表者（以下「認定方針作成者等」という。）は、他の認定方針作成者等との間で生産数量目標等の譲渡等を行うことにより、生産数量目標等を補正することができる。

なお、当該補正を適切に行うため、認定方針作成者等は、方針参加農業者及び非参加農業者から生産数量目標等の補正結果について、様式参考例を用いて報告させること等により、地域内の補正の実態の把握に努めることとする。

- 2 認定方針作成者は、1の補正を行った場合には、別紙様式第2-1号に別紙様式第2-2号の写しを添付して、速やかに、地域農業再生協議会の代表者に報告する。
- 3 地域農業再生協議会の代表者は、地域内の補正結果を取りまとめ、別紙様式第2-3号により、都道府県農業再生協議会の代表者に報告する。
- 4 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめる別紙様式第2-3号により、速やかに生産局長に報告する。

第 2 補正後の生産数量目標等の通知

認定方針作成者等は、第1による補正を行った場合は、6月15日（当該日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める休日に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなす。以下同じ。）までに、補正後の生産数量目標及び面積換算値を、方針参加農業者等に通知する。

平成29年産生産数量目標地域間調整申込様式
(報告期限：平成29年2月28日(火))

平成29年2月 日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
会長 川上雅則 殿

団体名： _____

代表者名： _____ 印

平成29年産米生産数量目標の地域間調整の申込みについて（報告）

このことについて、以下のとおり報告します。

1. 申し込みの有無（該当する方に「○」をつけてください。）

	平成29年産生産数量目標の地域間調整を申し込みます。
	平成29年産生産数量目標の地域間調整を申し込みません。

2. 平成29年産生産数量目標の地域間調整の申込みについて

（1. で「平成29年産生産数量目標の地域間調整を申し込みません。」と報告した場合、以下の記載は不要です。）

_____（団体名記載）は、別紙のとおり29年産生産数量目標の地域間調整希望数量を報告します。なお、この報告数量にもとづき「福島県水田農業産地づくり対策等推進等会議」が調整し、当協議会（あるいは方針作成者等）あてに通知された調整結果については、当協議会（あるいは方針作成者等）は、責任を持って「出し手数量」の確保あるいは「受け手数量」の引き受け（地域間調整料金の支払い）をおこなうことを誓約します。

以上

(別紙)

市町村名	受け手申込数量(kg)	出し手申込数量(kg)
	(生産数量目標の増加申込)	(生産数量目標の減少申込)
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
合計		
うち方針作成者内調整		